2　法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。

二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること。

三　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること。

四　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）をいう。以下次号において同じ。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。

イ　当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること。

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合にあっては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること。

六　複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定の申請をする場合にあっては、当該事業に用いる太陽光発電設備が前号イに掲げる構造でないこと。

七　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備であるときは、当該水力発電設備が揚水式によらないで発電を行うものであって、かつ、当該水力発電設備に係る発電機の出力の合計が三万キロワット未満であること。

八　その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること。

九　法附則第四条の新エネルギー等認定設備でないこと。

第六条　法第九条第三項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。

二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

三　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該認定発電設備（太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものを除く。以下この条において同じ。）の識別番号

二　当該認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　当該認定発電設備の区分

四　当該認定発電設備の発電出力

五　当該認定発電設備の所在地

2　経済産業大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第八条を削り、第九条第一項中「第六条第四項の発電」を「第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第四条第二項」に、「発電」を「再生可能エネルギー発電事業計画」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項を次のように改める。

法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　認定事業者の変更

二　認定発電設備の設置の形態の変更

三　認定発電設備の出力の変更

四　認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更

五　認定発電設備のうち主要なものの変更

六　認定発電設備（第三条第一号及び第二号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

七　認定発電設備に係る引込線及び配線の施設方法の変更

八　認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

九　認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更

十　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更

十一　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合であって、当該認定発電設備において利用するバイオマス燃料がメタン発酵ガスである場合にあっては、当該バイオマス燃料の原料の種類の変更

第十条第二項中「第六条第五項」を「第十条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（変更の届出）

第十条　法第十条第三項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第六による届出書を提出して行わなければならない。

第十一条第一項中「認定を受けた者は、認定発電設備を廃止した」を「認定事業者は、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとする」に、「様式第六」を「あらかじめ、様式第七」に改め、「速やかに」を削り、同条第二項中「一般送配電事業者等」を「当該認定事業者の特定契約の相手方である電気事業者」に改める。

第十二条を削り、第十一条の二中「経済産業大臣は、」の下に「法第九条第三項の」を加え、「一般送配電事業者等」を「当該認定を受けていた者の当該失効した認定に係る特定契約の相手方である電気事業者」に改め、同条を第十二条とする。

第二十四条中「第四十条第一項」を「第七十六条第一項」に、「様式第十二」を「様式第十五」に改め、同条第二項中「第四十条第二項」を「第七十六条第二項」に、「様式第十三」を「様式第十六」に改め、第四章中同条を第三十二条とする。

第二十三条中「第十七条第五項」を「第三十七条第五項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第十七条」を「第三十七条」に改め、第三章中同条を第三十一条とする。

第二十二条の見出し中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第一項及び第二項中「第十七条第四項」を「第三十七条第四項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条第一項中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に、「様式第十一」を「様式第十四」に改め、同条第二項第二号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第四項中「第十七条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条第五項及び第六項中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第六項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第七項中「第十七条第三項」を「第三十七条第三項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第八項中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（帳簿）

第二十八条　法第三十五条第一項の帳簿は、小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量を記載し、記載の日から十年間保存しなければならない。